最終更新日：2017年4月10日
オーナンバ株式会社
代表取締役社長　遠藤　誠治
問合せ先：取締役管理統括部長　武田　豊 TEL:06-6973-9061
証券コード：5816
http://www.onamba.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は高い企業倫理のもと、意思決定や執行における適法性、妥当性を確保することの重要性を認識し、事業の持続的発展を図ることを基本としております。
この方針のもと経営判断を迅速かつ機動的に実行し、事業拡大と企業競争力の強化、グループ全体の企業価値の向上を図り、ステークホルダーの期待に応えていきたいと考えております。
なお、当社は、事業規模等より判断して監査役会設置会社形態を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則１－２　株主総会における権利行使】
（補充原則１－２－２）
招集通知の発送につきましては、法令の定めよりも早い時期に発送しております。株主の皆様に議案の十分な検討期間を確保していただけるよう、今後も鋭意取り組んでまいりたいと考えております。
また、当社は現時点では招集通知発送前にTDnetや自社ホームページに招集通知全文を掲載しておりませんが、今後検討してまいりたいと考えております。

（補充原則１－２－４）
招集通知の英訳は外国法人等の持分が低いため、業務、効率面から実施しておりません。外国法人等の持分が高くなった時点で、実施につき検討いたします。
議決権の電子行使については、国内外の機関投資家の比率を踏まえ、株主の利便性を考慮しながら、今後検討してまいります。
【原則３－１　情報開示の充実】
（補充原則３－１－２）
現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、決算説明資料や招集通知等の英訳を検討いたします。
【原則４－２　取締役会の役割・責務(2)】
（補充原則４－２－１）
当社は、経営幹部の報酬については、中長期的な業績と直接連動する報酬及びストックオプション等の自社株報酬は採用しておりません。当社の取締役の任期は、責任の明確化を図るため、１年となっておりますので、インセンティブとしての業績変動報酬につきましても、これに合わせて、単年度の会社成績及び個人業績をベースとしております。
ただし、単年度の経営計画は中期計画に基づいて策定しており、業績評価を行うに当たっては、中期経営計画達成のプロセスという視点からの評価もしておりますので、業績変動報酬には、中期経営計画の進捗が反映されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４　政策保有株式】
当社では、上場株式の保有政策については中長期的な視野において当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断する会社の株式を政策的に保有することを基本としております。なお、株式の政策保有は取締役会の承認事項としております。
議決権行使については当該会社の状況や当社との関係維持、強化などにより総合的に判断しております。

【原則１－７　関連当事者取引】
当社は、取締役及び監査役の利益相反取引について、当社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、会社法に基づき、取締役会での事前の承認・事後の報告を求めます。
その他の関連当事者取引については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で決定する方針の下、重要な取引（株式の購入、資金の借入、子会社等の資金調達の際の債務保証など）についての基準を設定し、取引の重要度に応じて取締役会等の承認手続を経た上で取引をしております。

【原則３－１　情報開示の充実】
（ｉ） 当社グループは、
１．我々は常に革新を起こし特徴ある価値の創造により世界に貢献する
２．我々は常に世界的視野に立って事業を推進する
３．我々は常に世界のお客様の満足のため環境重視、品質至上、スピードある行動を実践する
を経営理念としております。

当社グループは、電線で培った生産技術力、民生機器用・産業機械用・車載用ワイヤーハーネスで培ったグローバルでの生産・販売体制、太陽光発電配線ユニット・監視システムなどの、新エネルギー関連製品で培った製品開発力、ハーネス加工用機械・部品で培った技術開発力を更に向上させ、グローバルネットワーク（7カ国13拠点）の強化拡充を進めることにより、総合的な配線システムメーカーを目指し、世界のお客様に貢献してまいります。
当社グループは、2017年を初年度として2020年度までの4ヶ年の新中期経営計画「PROGRESS　2020」を策定し、当社の経営理念のもと、グローバルな視点で、成長分野での事業領域拡大と当社製品の販売強化を図り、以下施策を推進し、中期経営計画の達成に向け努力致してまいります。
１．成長戦略
①自動車、エネルギー、産業機器、ライフサイエンス分野での事業拡大

②グローバルでの営業力強化
③新規システムの事業化
2．生産戦略
①グローバルでの生産技術力の強化
②事業構造改革の推進
③トータルコストの削減による収益力の向上
3．経営体質強化
①営業利益率の確保
②グローバル人材の育成/活用
③キャッシュフローの改善

（ⅱ） 当社は、監査役会設置会社制度を採用し、監査役による厳格な適法性監査をコンプライアンス経営の基礎とした上で、充分な独立性を保持した複数名の社外取締役と2名の社外監査役を選任し、モニタリング機能・アドバイザリング機能を強化しております。

（ⅲ） 取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が取締役報酬を算定し、取締役会で承認決議を行います。
取締役の報酬は、経営の意思決定及び監督機能を充分に発揮するための対価としてふさわしい水準を設定することとし、定額報酬と業績連動報酬＝役員賞与で構成されています。なお、社外取締役についてはその役割と独立性の観点から定額報酬のみといたします。
監査役の報酬は、定額報酬のみとし株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会で協議により決定いたします。

（ⅳ） 取締役については、「経営理念」及び「オーナンバグループ企業行動規範」を充分に理解し、実践できるもの、株主価値及び企業価値の極大化への強い意志を有し強いリーダーシップを発揮できるもの、実践的な見識・成熟した経営判断能力を有するもの、高度な倫理観、誠実性、価値観を有するものの基準を満たすものを指名の条件といたします。
社外取締役・社外監査役については、企業経営に関する豊富な経験、専門的な知識及び幅広い見識を有し、独立性基準を満たすものを指名の条件といたします。
それぞれの選任・指名にあたっては、候補者の略歴、指名理由を取締役会に提示し、総合的な評価により取締役会において審議、決定することといたします。
なお、監査役候補者の指名については、監査役会の同意を得たうえで取締役会に付議することといたします。

（ⅴ） 当社は、社外取締役及び社外監査役の候補者に加え、社内取締役の候補者について、その者を候補者とする理由を第86回「定時株主総会招集ご通知」に記載しました。

【原則4－1 取締役会の役割・責務】
（補充原則4－1－1）
当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規則に定め、法令・定款・取締役会規則に従って取締役会を運営しております。
また、経営陣は、法令・定款・取締役会規則等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程及び稟議規程等に従って、経営理念、取締役会で決定された経営計画に即して業務執行を行っております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、会計・財務・税務・法律など当社にとって有益な専門知識を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するという役割・責務を果たすことができ、また、人格・識見に優れ、かつ広い見識をお持ちの2名の独立社外取締役を選任しております。なお、現時点で、取締役会の3分の1以上を独立社外取締役とする予定はありません。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外役員の選任にあたっては、証券取引所の定めに基づく独立役員の規定、すなわち上場管理等に関するガイドライン「Ⅲ.実効性の確保に係る審査」5.（3）の2を参考にしております。

【原則4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
（補充原則4-11-1）
当社の取締役会は、全体としては営業、技術・生産、財務等の各種の経験を持ち、業界知識が豊富で戦略的計画立案等の高い能力を持った人材をそろえるべきであると考えております。
また、取締役会の規模については、重要な業務執行者および2名以上の独立社外者を含む非業務執行者をバランス良く選任するため、現状では10名以内としております。

（補充原則4-11-2）
個々の上場会社の役員兼務状況については、毎年、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

（補充原則4-11-3）
社外役員を含めた全取締役・監査役により、取締役会の実効性につき分析・評価を行いました。
その結果、取締役会の規模・構成・開催頻度・時間・出席率などは適切であるが、取締役会での議論すべき内容や時間配分については課題があり、取締役会の決議事項を軽減するなど経営陣への権限委譲を検討するとともに、それに代わり成長に向けた中長期の経営課題などに、より重点をおいた運営をする必要があるとの結論となりました。
この結果を受け、中期経営計画に関する会議への社外役員の出席などの変更を行い、中期経営計画「PROGRESS 2020」の策定に反映しました。また、取締役会の決議事項の軽減などの経営陣への権限移譲については検討を行っております。
平成29年度につきましては、12月末までに、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、「コーポレートガバナンスに関する報告書」にて、その結果の概要を開示する予定です。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】
（補充原則4-14-2）
当社では、十分な知見を有した取締役、監査役がその任についていると考えております。
新任取締役・新任監査役には、外部セミナー等の受講を義務付け、期待される役割・責務を適切に果たすための教育を実施しております。
新任の社外取締役・社外監査役には、当社の子会社などの視察を始め、当社の歴史、事業概要、業績概要等必要な情報を得るための教育を実施しております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
（ⅰ） 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主との間で建設的な対話を行うことを基本方針としております。
（ⅱ） 株主との対話は、代表取締役社長に加え、取締役管理統括部長が対応するとともに、経営企画室が情報を統括するなど、対話を補助する体制を整えております。
（ⅲ） 株主総会に出席出来ない株主との対話のため、アナリスト向けの説明会や、機関投資家への直接訪問による対話の充実を図るなど情報提供を行っております。

（ⅳ） 対話によって得られた株主からの意見については、経営陣が適時に共有し、経営に活かしております。
（ⅴ） 対話に際しては、当社が定める「インサイダー取引規則」を基に、全ての株主に対して公正かつ平等に情報発信を行うことを基本としております。
また、決算発表の直前にあたる1ヶ月をIR自粛期間と定め、決算内容に関してコメントすることやご質問にお答えすることを控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社カネカ	829,212	6.60
日本生命保険相互会社	608,400	4.84
住友電気工業株式会社	550,000	4.38
オーナンバ取引先持株会	529,600	4.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	517,700	4.12
株式会社南都銀行	480,000	3.82
日本モレックス合同会社	450,000	3.58
小野哲夫	400,011	3.19
株式会社三井住友銀行	391,000	3.11
株式会社電響社	368,000	2.93

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森澤　武雄	弁護士											
諸熊　建次	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森澤　武雄	○	――	森澤武雄氏は、協和綜合法律事務所における勤務を経て森澤武雄法律事務所を設立された弁護士であり、会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識、経験などを当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。独立した立場から適切な意見、助言をいただき、業務執行の監督強化に十分な役割を果たすことができることから、平成29年３月30日開催の当社定時株主総会において社外取締役に選任いたしました。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.(3)の2に規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当ないことにより、独立性を有すると判断いたしました。
			諸熊建次氏は、大阪成蹊大学で教鞭をとられる教授であり、企業経営、組織マネジメントに

諸熊　建次	○	―――	ついての知識などを当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。独立した立場から適切な意見、助言をいただき、業務執行の監督強化に十分な役割を果たすことができることから、平成29年３月30日開催の当社定時株主総会において社外取締役に選任いたしました。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」III 5.(3)の2に規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当ないことにより、独立性を有すると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、監査状況等を監査役会に報告しており、四半期決算レビュー及び期末決算監査報告等、必要に応じて監査役会と相互に情報交換をしております。
内部監査部門として監査室を設置し、年度監査計画に基づき、各部門・グループ会社に定期的に監査を行い、監査結果を代表取締役に報告するとともに、各部門・グループ会社に改善指示を行っております。この監査報告は、都度、監査役に報告され、監査役と監査室とが意見交換を行うなど連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本　武	税理士													
上甲　悌二	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

山本　武	○	―――	山本 武氏は、大阪国税局における長年に渡る勤務を経て山本武税理士事務所を設立され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、税理士としての専門的経験等を当社の監査に反映していただくため、平成27年３月27日開催の当社定時株主総会において社外監査役に選任いたしました。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」III 5.(3)の2に規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当ないことにより、独立性を有すると判断いたしました。
上甲　悌二	○	―――	上甲悌二氏は、淀屋橋合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・山上合同）における長年の勤務による弁護士としての豊富な経験や実績・見識及び知見を、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、平成28年３月30日開催の当社定時株主総会において社外監査役に選任いたしました。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」III 5.(3)の2に規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当ないことにより、独立性を有すると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

・独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、インセンティブ制度としては導入しておりませんが、取締役の報酬は、以下の方針により決定しております。
固定報酬は、役員の役位・担当執行業務の内容に応じて一定額を決定し、また、役員賞与は、会社業績、財務状況、経営環境により総額を決定した上で、担当業務に対する業績を評価して各人別の額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社役員報酬の内容は以下のとおりであります。（平成28年12月期）

	人数	報酬等の総額
取締役	9名	102百万円
監査役	5名	20百万円
合計	14名	123百万円

（注1） 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は、6名、16百万円であります。
（注2） 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の額については、中長期的な業績と直接連動する報酬及びストックオプション等の自社株報酬は採用しておりません。当社の取締役の任期は、責任の明確化を図るため、１年となっておりますので、インセンティブとしての業績変動報酬につきましても、これに合わせて、単年度の会社成績及び個人業績をベースとしております。
ただし、単年度の経営計画は中期計画に基づいて策定しており、業績評価を行うに当たっては、中期経営計画達成のプロセスという視点からの評価もしておりますので、業績変動報酬には、中期経営計画の進捗が反映されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役へのサポート体制
社外取締役に対して、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の提案の背景、目的、その内容等につき、取締役会開催前に説明等を行っております。

社外監査役へのサポート体制
社外監査役は毎月の定例取締役会などに出席しております。また、社外監査役に対し、監査室による内部監査実施報告、適時会議議事録などによる情報伝達に努めております。更に、監査役会で各監査役が報告を行い、監査役間の情報共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、環境変化に素早く対応できる体制を確立するため、代表者を含む取締役、常勤監査役及び執行役員で構成される経営会議を設け、原則として毎月開催し課題を審議、担当業務に応じて取締役の権限と責任を明確にすることにより、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図っております。

内部監査は監査室が担当し、年間計画に基づき各部署及びグループ会社の監査を行い、その結果は代表取締役に報告するとともに監査役会に報告しております。

また、会計監査については、当社と監査契約を締結しているPwCあらた有限責任監査法人が監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行する公認会計士は西川浩司氏、田邊晴康氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士７名、その他８名であります。会計監査人は、監査状況を監査役会に報告しており、必要に応じて監査役会と相互に情報交換をしております。

監査役会につきましては、取締役の職務遂行についてより厳正なる監査を行うため、監査役３名のうち２名が社外監査役かつ独立役員であります。また、監査役１名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社は、社外役員全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、株主、消費者、取引先、地域社会、従業員等の社内外のステークホルダーに対して経営の透明性を高め、経営環境の変化にも迅速に対応することにより、長期安定的な企業価値の向上を図ることができるものと考えております。
社外取締役は、当社の経営について企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想と異なる視点からアドバイスや意見を寄せ、当社経営の適確性を確保するといった役割を担っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年３月30日開催の第86回定時株主総会招集通知につきましては、平成29年３月３日に発送し、株主総会招集通知の法定期日より早い発送をおこなっております。
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算のため、一般的にいわれる集中日に株主総会を設定することはありません。
その他	株主総会開催時には、可能な限りビジュアル化を図り、事業内容及び業績の概況について総会出席者のご理解を得られるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家・証券アナリストを対象に年2回実施し、決算（期末及び第2四半期）、経営の現状などを報告しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及びその他の適時開示資料、電子公告を掲載しております。URLは http://www.onamba.co.jp/ であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署として、「経営企画室」を設置しております。なお、IR担当役員及びIR事務連絡責任者は取締役管理統括部長武田　豊であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの「企業行動規範」にて、「6. 企業情報の適時適切な開示・管理」として「企業経営全般にわたり、必要な企業情報の適時適切な開示を行う」と定め、遵守に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは企業の社会的責任を意識し、「企業行動規範」に「環境重視」を掲げており、その一環として環境マネジメントシステム規格であるISO14001を取得、「限りなく美しい地球を未来につなぐ」をスローガンに、環境に配慮した経営を行っております。また、環境保全に貢献する製品として、太陽光発電関連製品及びエコ電線（ハロゲンフリー絶縁電線等）を販売しております。
その他	投資家の皆様に投資しやすい水準とすべく、平成18年８月１日より１単元の株式の数を1,000株より100株に変更いたしました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は次の通りであります。

I. 基本的な考え方

当社は、企業倫理の重要性を踏まえ、経営判断を迅速かつ機動的に実行するとともに、健全性と透明性を高めるための体制を整え、当社グループ全体の事業拡大と企業競争力の強化を図ることにより持続的な成長を目指します。

II. 体制整備の方針

1．当社及び当社グループ各社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

（1）当社は、「取締役会」を毎月１回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行います。

（2）当社は、環境変化にすばやく対応できる体制を確立するため、代表者を含む取締役、常勤監査役、執行役員などから構成される「経営会議」を設置しております。

（3）当社及び当社グループ各社の責任者は、経営目標の進捗状況について定期的に「経営会議」で報告を行い、「経営会議」は、「経営会議規程」に基づき、当社グループ全体の重要課題を審議し、必要な意思決定を行います。

（4）「経営会議」は、当社グループ全体の採算管理の徹底、連結業績管理を行うため、「中期経営計画」及び「予算管理」制度を設け、当社グループ全体の進捗状況を定期的に点検します。

（5）取締役及び使用人（以下、「役職員」という。）の業務が効率的かつ適正に行われるように、「組織及び職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を定め、業務を遂行いたします。

2．当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保する体制

（1）当社は、オーナンバグループ「経営理念」を実践するために、当社及び当社グループ各社の役職員が法令遵守にとどまらず、倫理に基づく社会的良識をもって行動し、社会的責任を果たすよう、オーナンバグループ「企業行動規範」を制定しております。

（2）当社は、コンプライアンス全体を統括するため、社長を委員長とし、取締役、執行役員などを委員とした「コンプライアンス委員会」を設置し、オーナンバグループ「企業行動規範」に基づき、当社及び当社グループ各社における法令遵守の推進及び教育を行います。また、監査室と密接に連携し、監査室による監視＝監査を行います。

（3）当社は、相談・通報窓口を設け、役職員がオーナンバグループ「企業行動規範」に違反する行為またはその疑いがある行為を発見した場合に、通報できる窓口を設置しております。なお、役職員が窓口に通報を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととしております。

3．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに基づき、「財務報告の信頼性を確保するための内部統制基本方針及び計画」を定め、適正な財務報告が当社の株主、投資家、その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築いたします。

4．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき専任または臨時の補助使用人を要請した場合には、補助使用人を配置します。

（2）当社は、専任または臨時の補助使用人を設置する場合は、補助使用人の業務に関する業務執行者からの独立性の確保を図ります。また、監査役からの指示の実効性を確保するために、当該補助使用人は当社の指揮命令は受けないものとします。

（3）監査役は、内部監査結果等の報告の受理など、監査室との協力と連携のもとで、監査役の「法令に定める職務」を遂行いたします。

5．当社及び当社グループ各社の取締役及び各責任者が監査役に報告するための体制

（1）当社グループ全体に影響を及ぼす重要な決定事項（重要な会計方針・基準の変更、業績の見通し、重要な投資案件の決定、重大なリスクの発生など）について、「監査役会」に報告いたします。

（2）当社グループ全体に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したとき、その内容について、「監査役会」に報告いたします。

（3）常勤監査役は、「取締役会」のほか、重要な会議に出席するとともに稟議書、その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めます。

（4）当社は、５.（1)から(3)の報告・説明をした役職員に対し、当該報告・説明をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないこととしております。

（5）監査役は、職務の執行にあたり、必要に応じて弁護士、公認会計士その他社外の専門家を利用することができます。

（6）当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理いたします。

6．当社及び当社グループ各社の業務の適正を確保するための体制

（1）当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社グループ各社よりの報告事項などを定めるとともに、当社グループ各社毎に所管する総括責任者を定め、経営状況の把握、経営指導を行います。

（2）監査室は、年度監査計画に基づき、各部門及び当社グループ各社に定期的に監査を行い、法令遵守の状況、リスク管理状況及び業務の効率性について、監査結果を代表取締役に報告するとともに、各部門及び当社グループ各社に勧告し、改善を求めます。また、監査役会にも報告し、情報の共有化を進め連携を行います。

7．当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社及び当社グループ各社の経営に重大な影響を与える恐れがある緊急事態が発生したときの通報体制など適切な管理体制の構築について「経営危機管理規程」に基づいた運用を行います。

（2）当社及び当社グループ各社における防災対策、生産設備の安全対策など安全に関し、各拠点で自主的な総点検を定期的に実施いたします。

（3）当社及び当社グループ各社における業務に係るリスクについては、監査室による監査を行い、リスク内容とそれがもたらす損失の程度などにつき、代表取締役、監査役に報告するとともに、各部門及び当社グループ各社に通知、改善させる仕組みといたします。

8．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要文書の取扱は、「文書管理規程」に基づいて保存期限を個別に定め、保存いたします。

9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社及び当社グループ各社は、オーナンバグループ「企業行動規範」に基づき、反社会的勢力、団体に対し毅然とした態度で臨むことは企業の倫理的使命であり、企業活動の健全な発展のために不可欠であると認識し行動いたします。

反社会的な勢力からの接触に対して毅然たる態度で断固排除すること、反社会的勢力につけ入る隙を与えないよう、「金は出さない」、「利用し

ない」、「恐れない」の基本原則を役職員に徹底いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. Ⅱ. 9. に記載の通りであります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、金融商品取引法等の関連法令、上場金融商品取引所の定める適時開示規則等に従い、適時適切に情報を開示する社内体制を整えております。また、当社グループの「企業行動規範」にて、「6. 企業情報の適時適切な開示・管理」として「企業経営全般にわたり、必要な企業情報の適時適切な開示を行う」と定め、遵守に努めております。

当社及びグループ各社は、金融商品取引法の定めに基づき、「財務報告の信頼性を確保するための内部統制基本方針及び計画」を定め、適正な財務報告が当社の株主、投資家、その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築しております。

当社及び子会社の重要な決定事実に関する情報や決算に関する情報については、月1回の定例取締役会や隔週の経営会議にて、また重要な発生事実に関する情報についてはその発生を緊急連絡網等にて入手した時点で、迅速に適時開示を行うこととしております。

情報開示の手続きについては、適時開示情報伝達システム（TDnet）で登録して公開し、上場金融商品取引所内の記者クラブで報道機関等へ当該資料の配布を行っております。また、当社ホームページにて、決算情報及びその他の適時開示資料、電子公告を掲載しております。

適時開示に係る社内体制は別紙に記載の通りであります。

コーポレート・ガバナンスの模式図

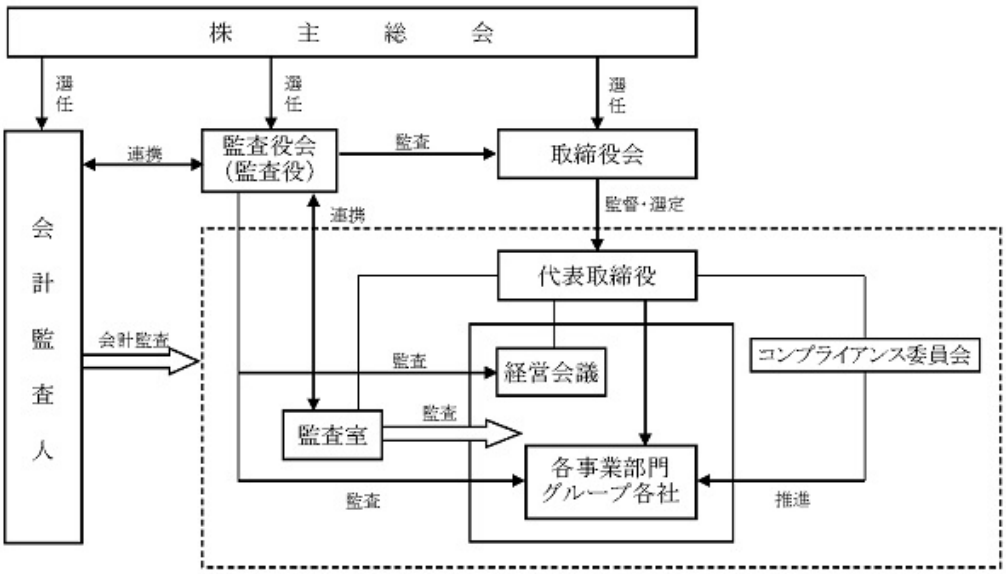

適時開示体制の概要(模式図)

